## | 滋賀県財政の動向

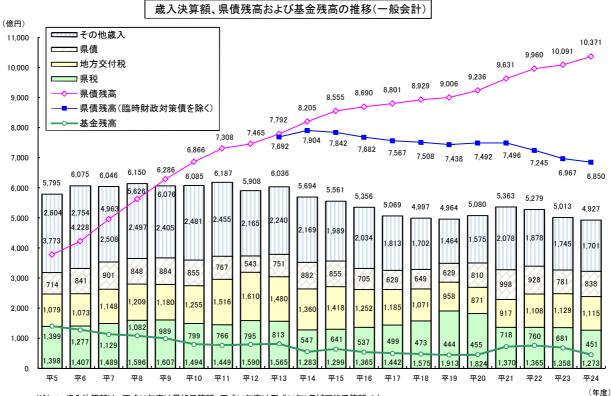
## 1 経年変化で見る滋賀県財政の状況

一般会計の歳入決算額、県債残高および基金残高を見ると、歳入規模は、平成6年度まで増加した後、ほぼ横ばいに推移し、平成14年度から減少に転じています。その内訳を見ると、

- 県税は 1,500 億円前後で推移し、平成 14 年度に前年度比 282 億円減と急激に落ち込んだ後は、緩やかに回復していました。その後、経済情勢の急激な悪化により、平成 20 年度以降は再び減少に転じ、平成 24 年度予算は、ピークの平成 19 年度決算のおよそ3分の2となりました。
- 地方交付税は、平成 12 年度をピークに、平成 13 年度からの臨時財政対策債(3ページ参照)への振替や 三位一体の改革の影響により年々減少してきましたが、平成 21 年度に県税の大幅な減収や国の交付税総額の 増などにより増加に転じ、平成 22 年度以降はほぼ横ばいに推移しています。
- ・ 県債は、平成 10 年度以降、財政構造改革の取り組みにより投資的経費を抑制したことから一旦減少しましたが、平成 13 年度から臨時財政対策債の発行により増加に転じました。その後、平成 16 年度以降ほぼ横ばいで推移しましたが、平成 20 年度および平成 21 年度は県税の減収を県債(減収補塡債)の発行で対応したことにより再び増加し、平成 22 年度も臨時財政対策債の発行額が大幅に増加したことなどにより、高い水準で推移しました。なお、平成 24 年度は、震災対策として県立学校等の耐震対策や災害に強い交通信号機の整備、川の中の対策として単独河川事業等の経費を増額したことなどから、発行額は増加する見込みです。

こうした中で、県債残高は年々増加しており、平成24年度末には1兆371億円となる見込みですが、臨時財政対策債を除く実質的な県債は3年連続で減少し、7,000億円を下回る見込みです。

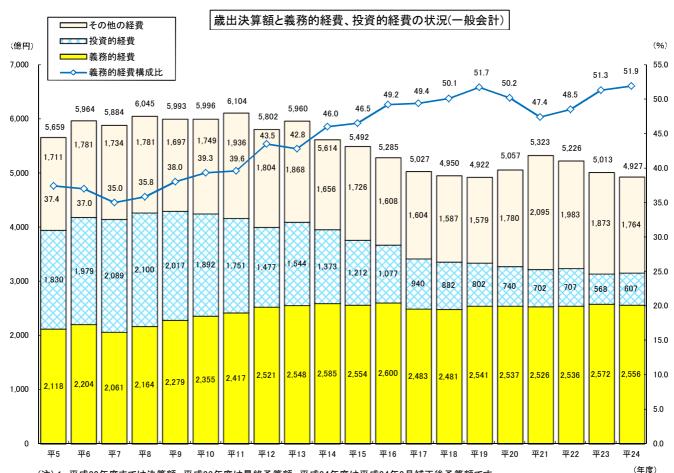
また、県の貯金である基金残高は、国の経済対策関連基金事業の進捗等に伴い、前年度に比べ 230 億円減の 451 億円となる見込みです。



- (注) 1 歳入決算額は、平成23年度は最終予算額、平成24年度は平成24年2月補正後予算額です。
  - 2 県債については、借換債を除いています。
  - 3 県債残高および基金残高は各年度末現在高であり、平成23年度は決算見込額、平成24年度は平成24年2月補正後予算額に基づく各年度末現在 高見込額です。

次に、一般会計歳出決算額とその主な内訳の推移を見ると、まず、歳出規模は、平成 6 年度まで増加した後、 しばらくの間ほぼ横ばいに推移し、平成 14 年度以降は財政構造改革による歳出削減の取り組み等により、年々 減少してきました。平成 20 年度および平成 21 年度は国の経済危機対策への対応により一旦増加に転じました が、平成 22 年度は更なる事業見直しの実施等により、平成 23 年度は「滋賀県行財政改革方針」に基づく歳出 の見直しの実施等により再び減少しました。また、平成 24 年度も、国の経済対策関連基金事業が減少したこと などにより、歳出規模は前年度を下回る見込みです。主な内訳を見ると、

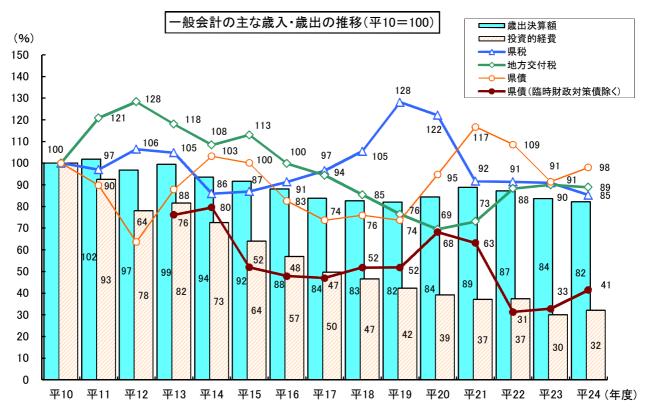
- 職員給与費などの人件費、生活保護や児童扶養手当などの扶助費、そして県債の返済である公債費をあわせた、いわゆる義務的経費は、平成 16 年度まで増加していましたが、その後、財政構造改革による人件費の抑制などにより横ばい傾向にあります。ただし、歳出全体に占める義務的経費の割合は、近年、歳出規模が小さくなっていることもあり、平成 7 年度の 35.0%から徐々に増加しており、平成 24 年度予算では 50%を超えています。
- 投資的経費は、平成8年度までは増加していましたが、その後、財政構造改革の取り組みにより、会館等公共施設整備の凍結や社会資本整備の重点化・効率化として進度調整や規模の見直しなどを行ってきたことから、 ピークの平成8年度の3割程度となっています。
- その他の経費は、市町や団体への負担金や補助金などが大きなウェイトを占めており、事業の見直しや重点 化に取り組んでいるものの、介護保険や後期高齢者医療などの法令に基づく裁量の余地の少ない社会保障関係 の負担金等が大幅に増加していることから、全体としては、ほぼ横ばいで推移しています。



- (注)1 平成22年度までは決算額、平成23年度は最終予算額、平成24年度は平成24年2月補正後予算額です。
  - 2 義務的経費の扶助費は市町以外に対するものであり、市町に対するものはその他の経費に区分しています。
  - 3 公債費は借換債を除いています。

財政構造改革の取り組み以降の一般会計の主な歳入歳出の状況を示したのが、下のグラフです。

平成 10 年度を 100 として、平成 24 年度予算と比較してみると、歳出決算額は 82 ですが、投資的経費が 大幅に減少しており 32 となっています。また、歳入は、県税が平成 14 年度に 86 まで落ち込みましたが、そ の後順調に回復し、税源移譲の影響もあり、平成 19 年度には 128 まで上昇しました。しかし、昨今の景気低 迷により平成 20 年度から再び減少に転じ、平成 24 年度は 85 となっています。一方、地方交付税は平成 12 年度をピークに、その後は三位一体の改革による大幅削減などにより減少傾向にありましたが、平成 21 年度か ら県税収入の減等により増加に転じています。また、県債は平成 13 年度から臨時財政対策債を発行することと なったことから増加傾向にありますが、それを除いた発行額は 41 と 4 割程度にまで減少しています。



(注) 1 平成22年度までは決算額、平成23年度は最終予算額、平成24年度は平成24年2月補正後予算額をもとに作成しています。 2 県債および歳出決算額については、借換債に係るものを除いています。

#### 説明

### 臨時財政対策債(地方交付税から振り替えられた地方債)とは

地方交付税は、所得税や法人税など法定5税に一定の率(法定率)を乗じた分を原資として、各地方自治体に配分・交付されます。交付税総額が不足する場合、平成 12 年度までは交付税及び譲与税配付金特別会計で借り入れて総額を確保して交付されてきましたが、平成 13 年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国一般会計分と地方分に折半し、地方分については、各団体で地方債を発行して補塡することとされました。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第5条の特例となる地方債(一般的に赤字地方債と言われています。)です。

この臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方の財政運営に支障のないよう措置されることとなっています。

ただし、地方交付税総額が不足する場合、地方交付税法では前述の法定率を変更して対応することとされていることから、地方自治体は、国に対して赤字地方債の発行ではなく法定率の引き上げを要請しています。

# 私たち個人や地域の企業が払っている税金(県税)の状況はどうですか?



### ○景気の影響を受けやすい県税収入

本県の県税収入の大きな特徴は、法人二税(法人県民税と法人事業税)の県税総額に占める割合が高く、企業等の動向に影響を受けやすいということです。

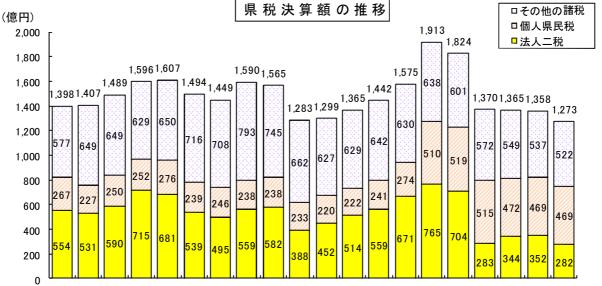
バブル崩壊後の長引く景気の低迷から、県税収入が伸び悩んでいたところ、平成14年度には、IT不況の影響を受けて法人二税が大幅な減収となり、県税収入がさらに落ち込みました。その後は景気の回復や平成19年度から個人県民税へ税源移譲が行われたことにより、徐々に県税収入も増加してきましたが、平成21年度からは、世界同時不況や法人事業税の一部が地方法人特別税として国税化された影響により、再び大幅な減収となりました。平成24年度当初予算では、企業収益の状況等を踏まえ、全体で1,273億円を見込んだところですが、ピークの平成19年度決算額と比べると7割程度の水準に止まっています。

# 説明

#### 県税とは

主な税目は、県民税(個人・法人・利子割、事業税(個人・法人)、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税などです。

(参考) 法人二税の占める割合 H22決算 25,2%



平5 平6 平7 平8 平9 平10 平11 平12 平13 平14 平15 平16 平17 平18 平19 平20 平21 平22 平23 平24 (年度) (注) 平成 22 年度までは決算額、平成 23 年度は最終予算額、平成 24 年度は平成 24 年 2 月補正後予算額です。

# 説明

#### 地方法人特別税とは

平成 20 年度の税制改正により、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。

これは、法人事業税の所得割・収入割の標準税率を引き下げ、その分を国税の「地方法人特別税」として徴収し、これを各都道府県に「地方法人特別譲与税」として再配分することで、地域間の財政力格差を是正するものです。

本県の平成24年度当初予算における影響額は、法人事業税の減収見込額が161億円であるのに対し、地方法人特別譲与税の交付見込額が169億円であり、差引プラス8億円を見込んでいます。

# 県の借金(県債)はどのようになっていますか?

#### ○県債発行額の推移

県債の発行については、平成7年度までは、国の経済対策に呼応し公共投資を行ったことにより、年々増加していましたが、平成10年度以降は、財政構造改革の取り組みにより、極力抑制してきました。

しかし、平成 13 年度からは地方の財源不足の一部を臨時財政対策債でまかなうこととされ、再び増加に 転じました。平成 16 年度以降は、県税収入の増加等に伴い臨時財政対策債の発行額が減少したことや、財 政構造改革に一層取り組んだことなどにより減少しましたが、平成 20 年度以降は、定数削減に伴う退職者 の増加に対応するための退職手当債の発行や県税収入の減少等に伴う臨時財政対策債の増加などにより、県債 発行額は高い水準にあります。



- (注) 1 平成22年度までは決算額、平成23年度は決算見込額、平成24年度は平成24年2月補正後予算額と前年度からの繰越分の (年度) 合計額で、借換債およびNTT債を除いています。
  - 2 地方財政対策に係るものとは、臨時財政対策債、財源対策債、減収補塡債、住民税等減税補塡債等で、その元利償還金相当額の全部または一部が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

#### 説明

# 市場公募債について

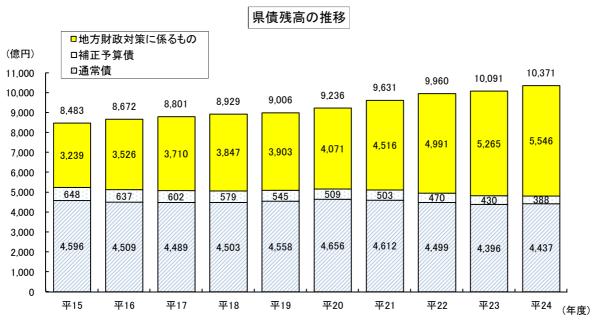
県では、資金調達方法を多様化し、安定的な資金調達を図るため、平成 23 年度に初めて「全国型市場公募地方債」を発行しました。

「全国型市場公募地方債」は、銀行や信用金庫、証券会社などの金融機関を通じて、全国の幅広い 投資家に販売する地方債で、都道府県では32団体(平成23年度実績)で発行されています。

| 銘         | 柄 | 名  | 滋賀県平成23年度第1回公募公債           |
|-----------|---|----|----------------------------|
| 発行額・起債の目的 |   | 目的 | 100億円(臨時財政対策債)             |
| 発         | 行 | В  | 平成23年11月30日(水)             |
| 償         | 還 | В  | 平成33年11月30日(火)(10年・満期―括償還) |

## ○県債残高の推移

県債残高は、年々増加していますが、その内訳を見ると、通常債に係る県債の残高は、発行を抑制していることから、ほぼ横ばいとなっています。一方、国の地方財政対策に係る県債は、臨時財政対策債の増加等により、 残高が増嵩しています。



(注) 平成22年度までは各年度末現在高、平成23年度および平成24年度は見込額で、NTT債を除いています。

### ○公債費の推移と今後の見込み

公債費は、県債の発行に伴い急増してきたところですが、財政構造改革の取り組みにより新たな県債発行を抑制しており、平成 18 年度まではほぼ横ばいで推移してきました。 平成 19 年度以降は、 既に借り入れている 臨時財政対策債の償還が増えることなどにより年々増加が見込まれます。



平13 平14 平15 平16 平17 平18 平19 平20 平21 平22 平23 平24 平25 平26 平27 平28 平29 平30 平31 平32 (注) 1 平成22 年度までは決算額、平成23 年度は最終予算額、平成24 年度は平成24 年 2 月補正後予算額で、 (年度) NTT債および借換債は除いています。

<sup>2</sup> 平成25年度以降の新規発行額は、平成24年度と同額として試算しています。

#### 県民負担の状況

• 県民1人当たり県税負担額(平成23年度最終予算額ベース)

95,998円

・県民1人当たり県債残高(平成23年度末見込・臨時財政対策債含む)

713,465円

• 11

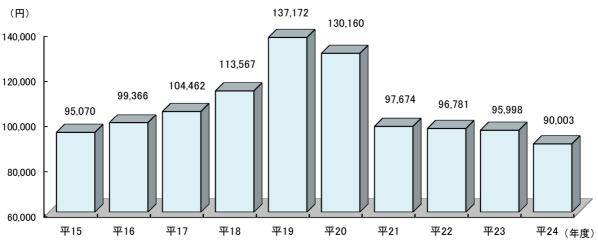
11

・ 臨時財政対策債除く)

492,595円

県税の県民1人当たりの負担額は、平成24年度予算では90,003円となり、前年度の最終予算額と比べると5,995円、62%減っています。

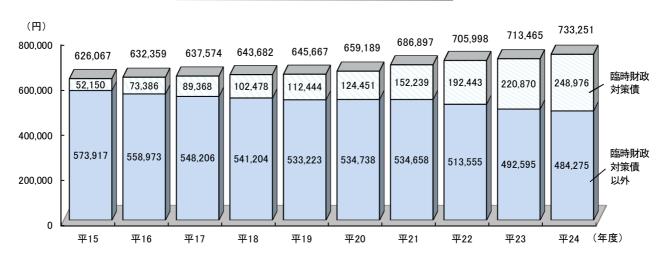
## 県税の県民1人当たり負担額の推移



(注) 県民1人当たり県税負担額は、県税決算額(平成23年度は最終予算額、平成24年度は平成24年2月補正後予算額) を、各年10月1日現在の推計人口(平成17年度および平成22年度は国勢調査人口、平成24年度は平成23年度の人口)で除したものです。

県債残高の県民 1 人当たりの負担額は、平成 24 年度末には、臨時財政対策債を含めた総額では、733,251円、前年度比 19,786円の増加、臨時財政対策債を除くと 484,275円、前年度比 8,320円の減少となる見込みです。

## 県債残高の県民1人当たり負担額の推移(一般会計)



(注) 県債現在高の県民1人当たり負担額は、県債現在高(平成22年度までは決算額、平成23年度および平成24年度は見込額) を、各年10月1日現在の推計人口(平成17年度および平成22年度は国勢調査人口、平成24年度は平成23年度の人口)で除したものです。

# 県には貯金がいくらあるのですか?

# 〇県の貯金(基金)の状況

一般会計で管理している基金には、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、借入金の返済に備えるための県債管理基金、施設整備などの特定目的のために将来必要となる財源をあらかじめ準備しておくための基金、そして国の経済対策のために設置された基金があり、平成23年度末現在高見込額(平成23年度決算見込額による)は681億円となっています。

# 主な基金と平成23年度末現在高見込額(平成23年度決算見込額による)

| 財政調整基金      | 9,850 百万円  | 県債管理基金       | 8,591 百万円 |
|-------------|------------|--------------|-----------|
| 福祉•教育振興基金   | 10,600 百万円 | 琵琶湖管理基金      | 5,496 百万円 |
| 介護保険財政安定化基金 | 2.402 百万円  | ふるさと・水と土保全基金 | 1.209 百万円 |

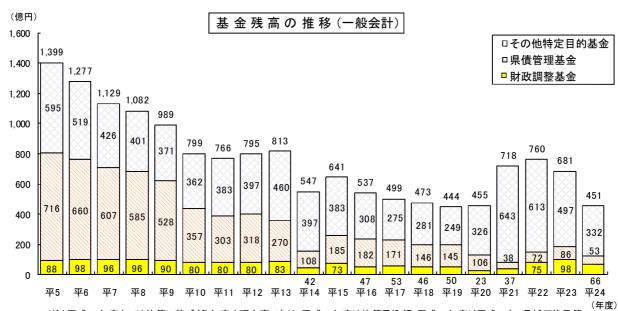
#### <国の経済対策関連の基金>

| 緊急雇用創出事業臨時特例基金 | 4,456 百万円 | ふるさと雇用再生特別基金    | 833 百万円   |
|----------------|-----------|-----------------|-----------|
| 地域医療再生臨時特例基金   | 6,920 百万円 | 子育て支援対策闘時特例基金   | 1,726 百万円 |
| 森林整備加速化•林業再生基金 | 1,420 百万円 | 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 | 1,259 百万円 |

### ○基金残高の推移

平成5年度末に1,399億円あった基金は、目的とする事業への活用や財源不足への対応などのために取り崩しを行ってきた結果、減少傾向にあります。特に、平成14年度には、県税収入の大きな落ち込みを補うため、県債管理基金などを大幅に取り崩すこととなり、それ以降も、財政調整基金と県債管理基金の取り崩しに依存した財政運営を余儀なくされてきました。

なお、平成 22 年度および平成 23 年度は、税収が当初見込みを上回ったことなどから、財政調整基金および県債管理基金の残高を確保するとともに、福祉・教育振興基金などへの積み立てを行い、後年度の財政運営や当面する課題への対応に備えることとしましたが、国の経済対策関連基金を平成 23 年度事業の執行に併せて取り崩したことなどにより、平成 23 年度末の一般会計に係る基金残高は 681 億円と、前年度末に比べ 79 億円減少する見込みです。



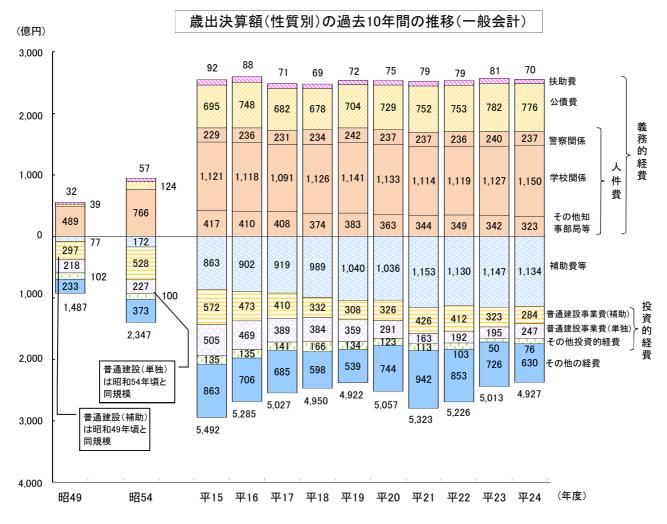
# どんな経費が増えていて、どんな経費が減っているのですか?

### ○歳出内訳の推移

義務的経費のうち、大きなウエイトを占める人件費は、法令等で定数が規定されている警察官や教職員に係るものが大半を占めており、人口が増加している本県においては、こうした警察官や教職員の定数が増えていますが、その他知事部局等の職員数を削減するとともに、本県独自の給与削減にも取り組んでいるため、平成24年度はほぼ横ばいとなっています。

また、生活保護や児童扶養手当などの扶助費は、市町村合併等により市へ事務が移管したことなどにより減少した後、平成 18 年度以降、緩やかに増加していましたが、平成 24 年度は市町に事務が移管したことにより再び減少しました。また、公債費は、財政構造改革の取り組みにより、県債発行の抑制に努めていますが、近年は、地方交付税の振替として平成 13 年度以降発行している臨時財政対策債の償還が年々拡大していることなどにより、増加傾向にあります。

投資的経費は、縮小傾向にあり、平成24年度の普通建設事業の単独事業は昭和54年頃、補助事業は昭和49年頃の水準となっています。一方、補助費等は、社会保障関係経費の増などにより増加傾向にあり、大きなウエイトを占めています。



- (注)1 平成23年度は最終予算額、平成24年度は平成24年2月補正後予算額です。
  - 2 本表での性質別の区分においては、扶助費のうち市町に対するものは、補助費等に含んでいます。